

平成29年度 第2回 芦屋市打出^{打出}芦屋^{芦屋}財産区共有財産管理委員会 会議録

日 時	平成29年8月23日(水) 午前10時～12時
場 所	芦屋市役所 東館3階 大会議室
委員出席者	極楽地太一委員, 松本忠彦委員, 細谷昌巳委員, 阪口忠之委員, 宮本政秀委員, 天王寺谷充康委員, 天王寺谷昭博委員, 朝比奈皓委員, 助野勇委員, 樋口勝紀委員, 矢島孝郎委員, 山村太良委員
委員欠席者	杉本正義委員, 松本勝治委員, 馬場光平委員
市側出席者 事務局	山中市長, 山口総務部長, 用地管財課・柿原課長, 北詰係長
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 挨拶
- (2) 平成28年度打出・芦屋財産区会計決算について
- (3) 行政視察受入れについて
- (4) 土砂災害特別警戒区域指定について
- (5) その他

2 審議内容

細谷委員長 それではただ今から、芦屋市打出芦屋財産区共有財産管理委員会を開催いたします。
ー委員長あいさつー

事務局 ありがとうございます。
それでは、財産区管理者であります山中市長より、ご挨拶を申し上げます。

山中市長 ー市長あいさつー

細谷委員長 議事に入ります前に、委員出席者数を確認します。
本日は、委員15名中12名の出席がありますので、本委員会は成立しております。
議事録署名委員は、慣例によりまして、天王寺谷充康委員と矢島孝郎委員にお願い
します。
審議事項(1)平成28年度打出芦屋財産区会計決算につきまして、事務局から
説明をお願いします。

事務局 ー決算説明ー

細谷委員長 ただ今の説明に対して、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

松本委員 決算見込の報酬の欄に行政視察と記載されていますが、これは記載の欄が違うのでは

ないでしょうか。

事務局 行政視察では委員会を各視察先で2回開催しましたので、支出費目は報酬になります。

松本委員 積立金の預入先の決定については、委員会は関与しないのでしょうか。

事務局 積立金の預入先につきましては、会計管理者が決定しております。

松本委員 近畿産業信用組合の利子が2つに分かれているのは何故ですか。

事務局 年に2回利子が振り込まれますので、2つに分かれております。

細谷委員長 他に何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。
無いようですので、審議事項（1）平成28年度財産区会計決算について、承認しました。
次に、審議事項（2）行政視察受入れについて、事務局説明願います。

事務局 ー行政視察説明ー

細谷委員長 ただ今の説明に対して、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。
無いようですので、福岡県筑紫野市からの行政視察を受け入れるということにいたします。
次に、報告事項（1）土砂災害特別警戒区域指定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 ー特別警戒区域指定について説明ー

細谷委員長 ただ今の説明に対して、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

細谷委員長 指定される山は高いのでしょうか。

事務局 高さもあり、急斜面になっております。南側に住宅がございますが、今のところ苦情や連絡は入っておりません。

天王寺谷（昭）委員 山や崖が崩落したときに、土地の所有者に法的な責任はないのでしょうか。

事務局 法的には、受け手側が擁壁をつくる等の対策をすることになります。

天王寺谷（昭）委員 たとえば、山道を車で走行中に落石によって事故になった時には責任を県や国に請求できないということですか。

事務局 また別の問題です。ただ一定の対策工事等を行った後に落石があった場合にはどうなるかはわかりません。

朝比奈委員 個人所有の土地の場合は、対策工事は義務化されていないということですか。

事務局 はい、義務化はされていません。

助野副委員長 特別警戒区域に指定されたということで、財産区としてはどのような扱いをすればいいのでしょうか。

事務局 所有地の下に個人住宅もございますので、財産区として、今後対策工事をしないとイケない状況になるかと思えます。

助野副委員長 国有地の場合は六甲砂防等が工事を行うと思いますが、経費がかなりかかるので、この財産区の山は同じような工事はできないのではないのでしょうか。

事務局 これまで県道沿いや高座の滝への斜面は、県の治山事務所に工事を行っていただいておりますので、財産区としてお金はほとんど出しておりません。ただ、今回指定された場所は県道沿いではありませんので、県に工事してもらえるかはわかりません。できれば、県に工事を行っていただければありがたいところなのですが、今後の調整になると思えます。

天王寺谷（充）委員 もし土砂災害が起こった場合の補償は、民法的に解決するのですか。

事務局 財産区としては民法的な解決となります。

松本委員 何かあったときは財産区と協議になりますよね。
指定されたら、ある程度なにか対策をしないとイケないですね。

事務局 レッドゾーンに指定されていて、対策を何もしないというのは厳しいかと思えます。

天王寺谷（昭）委員 何か所ぐらい指定されたのですか。

事務局 他に奥池周辺や火葬場のあたり、山手町や六麓荘など市内で数か所が新たに指定されております。

朝比奈委員 指定された土地では受け手側に規制があるとのことでしたが、受け手側ではない方の規制はあるのでしょうか。

事務局 ございません。

朝比奈委員 対策工事をする際は県から補助は出るのでしょうか。

事務局 それは今後の話になります。ただし、行政機関には補助はないと思えます。

松本委員 住民が反対したので指定を取消すということはありませんか。

事務局 そのようなことはないと思います。

松本委員 後から県が指定したことでするので、出来るだけ県に補助していただきたいですね。

天王寺谷（充）委員 現在の法律では自然災害で起こったことについて弁償する義務はないのでしょうか。

事務局 財産区は過去に一度弁償しておりますが、裁判になった場合どうなるかはわかりません。特別警戒区域の指定については今後また新たな情報がございましたら委員会で報告したいと思います。

細谷委員長 他に何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので、今後の対応につきましては、県砂防課，市の防災安全課等と対策について協議を進めてください。

それではこれもちまして、本日の財産区管理委員会を終了いたします。